

31 健障支第 815 号
令和 2 年 1 月 29 日

各就労移行支援事業所 管理者 様

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課長

就労移行支援事業の適正な実施について（通知）

令和元年 11 月 5 日付障障発 1105 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知【別紙 1】により、就労移行支援事業の適正な実施に関する取り扱いが示されました。

つきましては、本市での就労移行支援事業の運用について、下記のとおり取り扱うこととしますので、よろしくお願いいたします。

記

1 就労移行支援サービス費の算定について

就労移行支援サービス費については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日付け障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」の第二の 3 の(3)の①に示すとおり「利用者が就職した日の前日まで算定が可能」であるため、改めてご留意ください。

2 就労移行支援の利用者の就職状況の把握について

(1) 基本的な考え方（変更なし）

就労移行支援の利用者が就職（施設外支援の対象となるトライアル雇用の期間を除く）した後は、引き続き当該就労移行支援を利用することはできません。

(2) 今後の対応

就労移行支援事業所

- ・重要事項説明書の退所理由に就職する場合を明記するなど、利用開始時に利用者への説明をお願いします。
- ・就職情報を把握した際は、【帳票 4-22-2】により区役所等へ報告をお願いします。
- ・事業所から【帳票 4-22-2】により報告を受けた区役所等は、利用者に対し、就労移行支援にかかる支給決定が取消となる旨確認し、受給者証の返還等の必要な手続きを案内します。手続きに際して、事業所からも必要な援助をお願いします。

（参考）区役所等は支給決定時にチラシを同封し、就職した場合の対応について周知を図ります。

3 一般就労へ移行した際の就労移行支援の利用について

(1) 原則の取扱い（変更なし）

一般就労した者の「就労移行支援」の利用は認めません。

(2) 今後の対応

区役所等が、利用者が就職したことを把握した上で、就労中の就労移行支援の必要性が認められると判断し、改めて就労移行支援の利用について支給決定を行った場合に限り、就職後も就労移行支援を利用することを可能とします。

(3) 一般就労移行後も就労移行支援の利用が必要な場合

就労移行支援事業所においては、指定特定相談支援事業所と連携のうえ、以下の必要な書類を整備し、利用者にサービスの支給申請手続きを行えるよう案内してください。

申請に必要な書類

- ・「介護給付費等支給申請書」（申請書提出者が区役所等の窓口で記載）
- ・「一般就労している者の就労移行支援利用予定にかかる協議書」【帳票 4-11-2】

様式は、「ウェルネットなごや」よりダウンロードできます。 記載例を参照の上、利用の必要性が分かるよう、具体的な内容を盛り込んで、 就労移行支援事業所が作成してください。
--
- ・個別支援計画案（一般就労開始後の案を就労移行支援事業所が作成してください。）
- ・サービス等利用計画案（指定特定相談支援事業所作成）もしくはセルフプラン

(4) 支給決定の考え方

① 要件

次のア及びイの要件を満たす場合

ア 一般就労先の企業の中で、他の事業所等に通うことが認められている場合

イ 当該利用者が就労移行支援を受ける必要があると市町村が認めた場合

② 「市町村が認めた場合」

上記①イの「市町村が認めた場合」とは、次のアからエをすべて満たす場合とします。

ア 一般就労先の勤務時間が A もしくは B の場合で、働きながら就労移行支援を利用することが利用者の加重的負担にならない場合

A 週 20 時間未満の場合

B 週 20 時間以上 30 時間未満で、週 4 日以内の勤務日数の場合

イ 施設の利用時間が 1 回あたり 3 時間以上の利用が可能な場合

ウ 就労移行支援を利用することにより、勤務時間や労働日数を増やすこと、又は新たな職種へ就職することにつながる見込みがある場合

エ 他のサービスや支援機関ではなく、就労移行支援を利用することが適当であると考えられる場合

③ 支給量

上記②条件アの A 及び B により下記のとおり設定します。

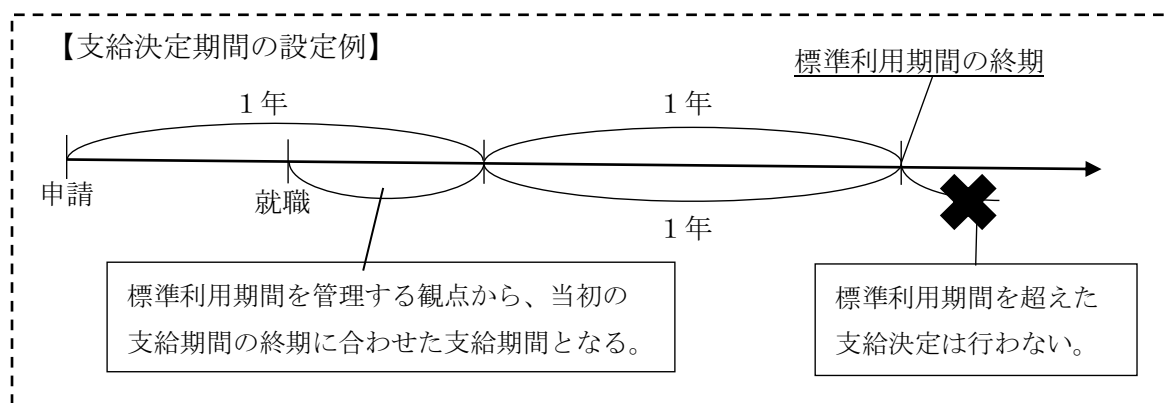
A の場合…週 5 日までの利用が可能（月あたり「月の日数－8 日」）

B の場合…週あたり「5 日から勤務日を控除した日数」の利用が可能

④ 支給期間

標準利用期間を管理する観点から、当初の支給期間の終期に合わせて、改めて支給決

定を行います。その後も標準利用期間内の支給期間の更新は可能ですが、最大でも標準利用期間（2年）の終期までの決定となります。



（５）区役所等による支給決定

上記（４）の考え方にに基づき、就労中の就労移行支援の必要性について判断し、改めて支給決定を行います。

4 就労移行支援サービス費の基本報酬の算定区分の届出について

就労移行支援サービス費の基本報酬の算定区分については、毎年４月に介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書において算定する報酬区分の届出をお願いしておりますが、今後、国の通知の内容を踏まえた様式の改正を予定しておりますので、ご承知おきください。

5 適用開始日

令和２年２月１日

1 について

（指定指導係指導担当）

電話：052-972-2578

2・3 について

（施設事業係）

電話：052-972-2560

4 について

（指定指導係指定担当）

電話：052-972-3965

（上記共通）

FAX：052-972-4149